

## 平成21年度第2回住居表示整備審議会

### ◇日時

平成21年11月25日(水)午後2時00分～午後4時00分

### ◇開催場所

小平市役所 3階 庁議室

### ◇出席者

住居表示整備審議会 委員10名(代理1名)、欠席(林委員)

事務局 市民生活部職員4名、傍聴者 1名

### ◇会次第

- ・開会
- ・事務局による答申案読み上げ及び資料説明
- ・審議
- ・閉会

### ◇配布資料

- 「住居表示整備事業について」答申案
- 市街地区域決定済地域図(H2. 6)・市街地区域の決定の範囲図
- 最初に実施する区域 A 案～C 案の比較

注①：本要録中の実施する区域の範囲については、複数年度に分けて実施する場合、先に着手する地域として

A 案は、大沼町一丁目(西武新宿線南側は除く)、大沼町二丁目、花小金井五丁目、天神町二丁目(西武新宿線北側を含む)

B 案は、天神町一丁目、天神町二丁目(回田道より西側は除く)、花小金井六丁目

C 案は、大沼町一丁目(西武新宿線南側は除く)、大沼町二丁目、花小金井五丁目、天神町二丁目(西武新宿線北側を含む)、天神町一丁目(天神通りより東側を含む)、花小金井六丁目

### ◇会議録(要録)

以下の記録は、事務局により要旨を編集したものですので、発言の微妙なニュアンス等が表現されていませんので、ご了承ください。

【会長】

本日は、答申案についての審議をお願いする。審議会は前回、市長から「住居表示整備事業について」の諮問を受けたのちの審議会で、その際答申案文については、会長一任をいただいた。お手元に配布したものは、副会長、委員および事務局との調整を行い、作成した答申案である。事前に皆さん方に配布をするべきところだが、諸般の事情で今日席上配布することになってしまった。大変申し訳なく思っている。それでは事務局から読み上げてもらいたい。

【事務局より答申案読み上げる】

【会長】

答申案を読み上げてもらった。お手元に資料として市街地区域の決定範囲などがあるが、審議をするにあたって参考になるかと思い、事務局から提供してもらったものである。それと併せて、A案B案C案についての、実施規模等にかかる資料がでている。これから審議するにあたって、事務局からこの資料の説明をしてもらいたい。

【事務局より資料についての説明】

【会長】

事務局からA案B案C案の詳細な比較での説明をいただいた。前回の審議会で答申案については、C案ということで整理をさせていただいている。

【委員】

文章上のことだが、1つは町境の色々な問題の解消につながることで、メリット論が資料にあるが、それはこの答申案の中では、ふれていないように受け止めたが、どうしてか。2つ目は実施していく上で、A案B案C案での進め方においてC案の方法で進めていくことに問題ないが、大きい、小さいなどの境はどの辺にしているか。

それから3つ目に、住民の中には絶対嫌だと。例えば、町の名前が変わるのが嫌というような意見の方もいらっしゃると思う。今日において、そういう発言の方がどんなふうになっているのか。途中で考えが変わりましたよとなった場合、何がそういう要素になったのか、何か事例等があったらお示しを。また、住んでいる町が変わることについて、今の時点での地域住民の色々なご意見については、どんなふうに出されているのか。今までの会合、審議会の中で、いろいろな例もあったと思うが、今の時点どんな風に受け止められているのか。それから、町境の問題で反対でなかなか納得しない、していただけないと言った場合に、その主な原因はどの辺にあると理解しているのか。

【事務局】

1点目については、メリットとしてそれはうたう必要はあるかなと思う。ただ今回の諮問そのものが比較的大きな概要についての諮問であるため、答申案の中で、余り先走った形の答申というのはどうかということで、そのへんのところはふれていない。2点目の対象区域としてどのくらいか、過去の実施例でみますと1年度で処理する住居表示のボリュームは、4,000ぐらい。

【委員】

4,000は、4,000世帯ですか。

【事務局】

4,000世帯です。順に申し上げますと、昭和52年初めて実施した学園西町が、世帯数3,500。数字の大きいところで申し上げますと、昭和60年に小川西町と美園町を一遍に実施して、ここが4,720世帯。以後、大きなところはなく、今回の5,000世帯は、野心的な計画となっている。3点目、10年ぐらい住居表示を実施していないので、経験が風化していることがある。結果的には、きちんと全部のケースはどうだったのかのフォローはしていない。過去の話聞く中では、ご納得いただけるところまでお百度を踏むと、こういう形以外にない。それから、大多数の方に受け入れて頂けるだろうというその町の線の引きかたとか、町の名前の決め方採らないと、やはり出来ないだろうと考えている。4点目は、メリットがあるとお願ひするしか、ほかに方法はない事業であると考えている。

5点目は、平成19年度地域懇談会を開催した。概ね、わかりやすくしてくださいというご意見のほうが多かった。ただ、中には行政側の勝手に変えるのだろうという意見もありました。それは、これから対象の地域がはっきりしてくるので、そこに入って説明を積み重ねるとしかならぬだろうと考えている。反対の理由ですが、やはり変わるのが嫌だ。地域懇談会の後での、反対者からの手紙が残っている、内容は、ピザ屋さんに注文すればピザ屋さんは届けてくれる。郵便も届いている。おそらく警察、消防に電話を掛ければ、今の住居表示していない状態でも来てくれるでしょう。それを何であえてかえるのですか、というご意見。そういうことでの反対意見はお受けしている。

【委員】

事務局のお答えに補足させていただきたい。1番目の質問は非常に難しい問題である。残された15町丁のうちの殆どの町丁では町境や町名変更が伴うということは前回の答申でも示したとおりである。今回の答申は、答申案文にあるように、市長には、これまでの答申を尊重されたこと即ち、①地域住民の合意形成が必要だということ。②ご質問の町境や町名変更という難しい問題があるということ。③住居表示事業はまちづくり施策の一環であるというようなことを十分理解され、取り組まれたことに対し、敬意を表したいという表現で結んでいる。

今ご指摘があったところについては、答申案の別紙前文のリード文下から5行目に述べられているように、今回は既実施済地域と違って、町境や町名変更など難しい問題を抱えていること。C案の地域についても、全ての地域でこの問題を抱えているので、市長には、実施地域の住民に対し、十分説明され、理解や合意形成が得られるような方策を講じてほしいという表現にした。

2点目の町規模の件ですが、これは市の住居表示実施基準で定められており、町の規模は、概ね6万6,000㎡(約2万坪)から21万3,000㎡(7万坪)の大きさで定めるとされている。その中で、地域の特性、人口、家屋の密度など勘案し、それぞれの地域の歴史、伝統にも配慮、町に対する愛着度にも配慮し、総合的にバランスを取りながら、住居表示事業を進めていくべきと私は理解をしている。3番以降については、事務局が説明したとおりである。

#### 【委員】

町境のポイントとなっている公立昭和病院周辺。周辺は、自治会が天神町自治会となっており、公立昭和病院から西側のところは、天神町の自治会に入っている。新しく住んだ人達は、なぜ天神町にいるのだと言うような考えをもっている人もいる。

公立昭和病院周辺のところは、線路ではっきり区別をしたほうが良い。なぜならば、人から場所などを訊かれたときに、線路で南側と北側で分かれていたほうが説明しやすい。

#### 【委員】

先ほど事務局の説明のなかで、初年度に実施する5,108世帯は、野心的な数字であるとの話があった。これをやり終えたあと、翌年度に2,417世帯実施する。職員体制などの面で若干心配。どういうふうになってくるのか。

#### 【事務局】

一つとしては、10年前に住居表示を実施していたころと比べると、使える道具としてのパソコン等がかなりパワーをつけてきている。昭和の時代などは、住居表示対照表というのは、全部紙の原稿に手で書いてタイプを打って、その原稿を校正して、それでもって住居表示の対照簿を作ったり、該当する方への通知を作ったりして、そういう時代の事務作業からスタートをしてきている。そういうことと言えば、住民基本台帳のデータをそのまま新旧対照表の作成等に振り向けられたりして、相当コンピューター関係においては、力をつけてきているので、そちらの事務作業については、かなり軽減出来るのであろうと思う。それからもう一つは、執行体制についても、概ね従来実施のときに2名体制ぐらいで出来るので、もう少し増強すれば、今までの実績プラス1,000世帯は吸収が出来るのではないかと考えている。

#### 【会長】

実施に向けての推進体制というものは、組織の整備をして、市をあげて取り組んで欲しいとい

う思いを、審議会として非常に強くもっている。

なにかご発言等はあるか。なければ、基本的にこの答申案を諮問に対する答申とさせていただきたいと思うがよろしいか。

**【委員】**

異議なし。

**【会長】**

「てにをは」等まだ訂正する部分があるが、そのところは会長に一任いただきたいと思います。それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

大変ありがとうございました、お疲れ様でした。